

令和4年7月7日
総務部総務事務センター
センター長 大平 正孝
担当：課長補佐 牧島 雄一
電話番号 029-301-2323

恩給等支払い通知書に関する個人情報の漏えいについて

総務事務センターにおける恩給等支払い通知の事務処理において、個人情報
が漏洩する事案が発生いたしました。

受給者の方に多大なご迷惑をおかけしたこと及び県政の運営への信頼を損ね
ましたことを、深くお詫び申し上げます。

今後、同様の事案を起こさないよう、組織としてチェック体制を徹底してま
いります。

1 事案の状況

令和4年7月期の恩給（扶助料）の支払い内容について通知する際（6/30
発送、21名分）、はがきに記載した支給額、証書番号、支払日に、本来情報保
護のための目隠しシールを貼って送付するところ、担当者が目隠しシールを
貼らずに郵送した。

令和4年7月4日（月）15時頃、該当者1名から、目隠しシールが貼って
ないことについて苦情の電話があり、事案が発覚した。

本日時点において、他に同様の連絡はきていない。

なお、今回の事案を受け、過去の同様の通知を確認したところ、令和4年6
月期の通算遺族年金支払い通知（5/27発送、3名分）についても、同様の事
案が判明した。

2 事案に対する対応

- ・ 電話があった方には謝罪をするとともに、該当者24名全員へ謝罪の文書
を送付した。

3 今後の再発防止策

- ・ 個人情報を発送する全41事務について再度見直しを行い、正副担当者を明確
にし、事務の執行方法について点検を行った。個人情報を含む郵便物の発送の
際には、複数人でチェックする体制を徹底する。

【用語解説】

「恩給」とは、共済組合制度施行前（地方公務員の場合、昭和37年11月30日まで）に退
職した職員を対象とする年金で、一定年数以上の在職期間がある場合に支給している。

「扶助料」とは、恩給の受給者が亡くなった場合に、その遺族に支給するもの。

「通算遺族年金」とは、共済組合制度施行前に退職した職員を対象とする年金で、県の在
職期間が一定年数あり、他の公的年金制度と合算して一定年数以上の期間がある職員の遺
族に支給するもの。